

入札説明書

1. 掲示日 令和5年7月21日

2. 契約担当役等 独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役 九州本部長 池田 章

3. 業務内容

(1) 件名

「令和5年度九州本部新事務所電話設備調達・構築等業務」

(2) 業務の内容

仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年11月17日までとする

(4) 履行場所

現行事務所: 福岡県福岡市博多区祇園町4番2号 博多祇園ビル1階、2階、3階

新規事務所: 福岡県福岡市博多区綱場町2番1号 博多FDビジネスセンター3階

4. 競争参加資格

本業務の競争参加資格は以下の全ての条件を満たしていること。

(1) 中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領(要領16第29号)第2条及び第3条の規定に該当する者でないこと。※要領については、当機構ホームページを参照のこと。

(<https://www.smrj.go.jp/org/info/bid/contract/index.html>)

(2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程(規程22第37号)第2条に規定する反社会的勢力に該当する者でないこと。※同規程については、当機構ホームページを参照のこと。(<https://www.smrj.go.jp/org/policy/index.html>)

(3) 令和4・5・6年度の全省庁統一資格を有する者であり、「物品の販売(216 電気・通信用機器類)」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

(4) 全省庁統一資格を有していない者であっても、下記※に記載の方法により資格審査申請を行い、機構が上記(3)と同等の資格を有することを確認し、本入札に限り参加を認めた者であること。

※上記(4)の資格審査申請を希望する者は、以下に示す問合せ先へ電話もしくはメールで連絡し、資格審査申請様式を入手の上、令和5年8月18日(金)17時00分までに下記「問合せ先」へ必要な書類を添えて資格審査申請を行うこと。なお、この審査結果は本件業務の入札案件についてのみ有効となる。

問合せ先: 5. 担当部課等と同じ

- (5) 当機構から競争参加資格停止措置期間中の者(中小企業基盤整備機構契約競争参加資格停止措置要領(要領 17 第 2 号)に基づく競争参加資格停止期間中の者をいう)又は福岡県から指名停止措置期間中の者でないこと。
- (6) 建設業法第3条の規定に基づく電気通信工事業の許可を得ていること。
- (7) 現在、中小機構の専門家として業務委託契約を締結しているもの又は専門家が役員等に所属する法人に該当するものでないこと。
- (8) 入札公告の「4 入札手続等(2)仕様書等について」の仕様書等の交付を受けた者であること。

5. 担当部課等

独立行政法人中小企業基盤整備機構 九州本部 企画調整課

〒812-0038 福岡県福岡市博多区祇園4番2号 博多祇園 BLDG.

電話:092-263-1500

担当者:杉本、友添 電子メール< kyushu-kikaku@smrj.go.jp >

6. 競争参加資格の確認について

- (1) 入札に参加しようとする者は、上記4. に掲げる競争参加資格を有することを証明する資料として競争参加資格書、競争参加資格の確認のための書類(以下「資格書等」という。)を下記に従い提出し、分任契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない
また、開札日の前日までの間において、分任契約担当役から当該書類に関し、説明を求められた場合は自己の負担において速やかに書面をもって説明すること。

なお、期限までに資格書等を提出しない者並びに競争参加資格がないとされた者は本競争に参加することができない。

①資格書等の提出期限

令和5年8月18日(金)17時00分まで(必着)

②資格書等の提出先

5. 担当部課等に同じ

③提出方法

持参又は郵送(書留郵便等の配達状況が確認できる方法)に限る。なお、提出期限までに必着とする。

④提出部数 1部

資格書等は、競争参加資格書を1頁とした通し番号を付すとともに全頁数を表示し、「袋とじ」で提出すること。(頁の例:1/〇〇、2/〇〇……〇〇/〇〇)

⑤提出様式

- | | |
|----------------|---------|
| A 競争参加資格書(様式1) | 紙媒体:各1部 |
| B 応札条件証明書(様式2) | 紙媒体:各1部 |
| C 機能証明書(様式3) | 紙媒体:各1部 |

(2)競争参加資格の確認は資格書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和5年8月22日(火)までにE-mailにて通知する。

(3) その他

①資格書等の作成並びに提出に要する費用は、提出者の負担とする。

②分任契約担当役は、提出された資格書等を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③提出された資格書等は返却しない。

④提出期限の日以降における資格書等の差替え又は再提出は認めない。

⑤資格書等に関する問い合わせ先…5. 担当部課等と同じ

7. 仕様書等に関する質問

(1)仕様書等に関する質問は、次に従い様式4質問書に入力し、E-mailにより提出すること。提出がない場合は、質問がないものとみなす。

①提出期限:令和5年8月4日(金)17時00分まで

②提出場所:5. 担当部課等と同じ

③その他:質問については、E-mail 送信後は必ず電話(092-263-1500)で送信確認をすること。

(2)(1)の質問に対する回答書は、仕様書等の交付者に令和5年8月9日(水)までにE-mailで送信する。

8. 入札方式等

(1)入札書は、中小企業基盤整備機構競争契約入札心得第1により作成(様式6)し封緘すること。

(2)入札書等は持参(令和5年8月25日14時00分)すること。なお、代理人をして初度の入札書等の提出並びに開札の立ち会いをさせるときは、その委任状(様式5)を持参すること。

(3)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4)入札執行回数は、原則として3回を限度とする。

(5) 開札

①日 時: 令和5年8月25日(金)14時00分から

②場 所: 独立行政法人中小企業基盤整備機構九州本部 1階セミナールーム

(福岡県福岡市博多区祇園4-2 博多祇園 BLDG 電話 092-263-1500)

③その他:

2回目以降の入札書及び入札書に必要な印鑑を準備し持参すること。入札に立ち会わない場合2回目以降の入札は辞退したものと見なす。

9. 落札者決定方法

(1) 開札について、8. (5)による日時と場所において行い、機構の定める予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、予定価格に対し著しく低い金額により入札が行われた場合にあっては、入札金額内訳等の調査を行った上で落札者を決定する場合がある。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

なお、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引いて落札者を決定する。

(3) 開札をした場合において、各人の入札のうち、当機構の定める予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、初度入札を含め3回を限度として直ちに再度の入札を行う。入札に立ち会わない場合は、2回目以降の入札については、辞退したものと見なす。

なお、この入札手続きにおいて失格となった者及び無効入札者については、原則として再度入札に参加することはできない。

ただし、予定価格と応札額が著しく乖離している場合は、再度の入札を行わず不調として入札を中止する場合がある。

10. 入札保証金及び契約保証金

全額免除

11. 入札の無効

本入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び別冊中小企業基盤整備機構競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて4.に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

12. 契約書の作成

落札者決定後、機構によって策定された請負要領もしくは仕様書により契約締結の手続きを行う。契約書は、2通を作成し、双方各1通を保有する。

13. 支払いの条件

業務完了を確認後、適正な支払請求書を受理した場合に支払うこととする。

14. 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

15. その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、中小企業基盤整備機構競争参加資格停止措置要領(要領 17 第 2 号)に基づく競争参加資格確認の回避措置を執ることがある。
- (3) 入札参加者は、別冊中小企業基盤整備機構競争契約入札心得及び様式 8 業務契約書(案)を熟読し、中小企業基盤整備機構競争契約入札心得を遵守すること。
- (4) 落札者の経営状況又は信用状況などが極端に悪化し適正な契約の履行が確保されないと認められる状態に立ち至った場合には、その者の落札決定を取り消すことができるものとする。
- (5) 本件入札については、請負先決定後、機構が契約先機関と契約を締結する段階で、入札金額の内訳を提出すること。この際、事業の目的・内容・性質から見て明らかに必要のない経費が内訳として計上されていた場合には、減額することがある。

以上